

# 申請受付開始のご案内

申請期限：令和8年6月9日（火）

## 高校生等奨学給付金

早期給付

奨学給付金は、高校生の修学において必要となる教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費を支援する制度です。

支給要件を満たす方は、申請により返済不要の給付金が支給されます。

### 早期給付とは

早期の給付を希望される新入生の保護者等を対象に、年額の一部を前倒して給付するものです。

#### ●支給要件

1. 基準日（R8.4.1）に保護者等が茨城県内に在住していること。
2. 保護者の世帯が、①、②のいずれかに該当すること。

##### ①生活保護（生業扶助(高等学校等就学費)）受給世帯

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は②の対象者として扱います。

##### ②令和7年度住民税所得割額が0円（非課税）

道府県民税 及び 市町村民税の合算額で判断します。

※7月以降に申請受付を開始する「通常給付」においては、中所得世帯への支給対象拡充を予定しています。

#### ●高校生1人あたりの支給額（全日制・定時制の場合）

区分	早期給付額 (年額の1/4の額)	(年額*)
生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075円	32,300円
住民税所得割額 非課税世帯	35,925円	143,700円

※ 早期給付受給者が年額（残り3/4）の受給を希望する場合は、再度申請が必要です。  
通常給付の申請時期に学校から案内が配付されます。

#### ●申請方法

☆支給時期の目安は、学校の申請締切日からおおよそ3か月後です。

支給要件に該当し申請を希望される方は、申請書類を配布しますので、事務室までお問い合わせください。

※支給可否を判定後、在学する学校から、結果通知（認定又は不認定）を発出し、申請者の銀行口座に給付金を振り込みます。

【問い合わせ先】茨城県立下館第一高等学校 事務室

TEL：0296-24-6344（土日祝日を除く平日のみ8:20～16:50）